

朝倉市介護サービス事業所等に対する物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化するコロナ禍に加え、原油価格・物価高騰の影響を受けている介護保険サービス事業所及び社会福祉施設（以下「介護サービス事業所等」という。）を支援するため、予算の範囲内において朝倉市介護サービス事業所等に対する物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年10月1日（以下「基準日」という。）時点で、朝倉市内において、別表の介護サービス事業所等区分の欄に定める介護サービス事業所等を運営しており、支援金の交付申請時点で当該事業を継続している法人又は個人事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者とししないものとする。

- (1) 朝倉市エネルギー価格高騰対策事業者支援金交付要綱（令和4年朝倉市告示第357号）に基づく朝倉市エネルギー価格高騰対策事業者支援金の交付を受けている者
- (2) 朝倉市暴力団排除条例（平成22年朝倉市条例第20号）第2条第1号又は第2号に該当する法人又は個人事業者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨に照らして市長が適当でないと認める者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表介護サービス事業所等区分の欄に掲げる介護サービス事業所等の区分に応じ、それぞれ同表の支援金額の欄に掲げる額とする。

2 この要綱による支援金の交付は、1交付対象者に対し1回限りとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、介護サービス事業所等に対する物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(申請方法)

第5条 支援金の申請及び交付の手続については、原則として介護サービス事業所等を運営する法人が対象の事業所について一括して行うものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の交付を適当と認めたときは、介護サービス事業所等に対する物価高騰対策支援金交付決定通知書(様式第2号)により、交付を不適当と認めたときは介護サービス事業所等に対する物価高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による支援金の交付決定をするに当たり、必要な条件を付すことができる。

(申請受付開始日及び申請期限)

第7条 支援金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請書の提出期限は、令和5年2月28日とする。

(実績に関する特例)

第8条 規則第14条の規定にかかわらず、支援金の交付に係る実績報告は、省略するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金の交付の条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

(関係書類の保存)

第11条 支援金の交付を受けた申請者は、この支援金に係る関係書類等(これらの

作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録)を、支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る支援金の交付に関しては、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第3条関係)

| 介護サービス事業所等区分 | 支援金額 |
|---|--|
| I. 認知症対応型共同生活介護、生活支援ハウス | 1事業所当たり 30,000円に基準日における定員数を乗じた額 |
| II. 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 | 1事業所当たり 6,000円に基準日における定員数を乗じた額 |
| III. 小規模多機能型居宅介護 | 1事業所当たりア、イ、ウの合計額 ア 30,000円に基準日における「泊り」の定員数を乗じた額 イ 6,000円に基準日における「通い」の定員数を乗じた額 ウ 50,000円 |
| IV. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、介護予防支援、生活支援体制整備事業 | 1事業所当たり 50,000円 |